

# **3 障がい者(児)・難病患者の 保健福祉のページ**

# 対象者の定義

## 障がい者手帳

担当／障がい福祉課

### 1 身体障がい者手帳(中核市移譲事務)

身体障がい者手帳は、身体に障がいのある方が「身体障がい者福祉法」に定める障がい (=下の表の程度以上)に該当すると認められた場合に交付されます。

- ・障がいの種別ごとに、程度に応じて1~6級に分類され、次の表に示す程度以上の人  
が該当します。

種 別	程 度	
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"><li>・視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下[6級]</li><li>・両眼による視野の1/2以上が欠けている[5級]</li></ul>	
聴覚、平衡機能障がい	<ul style="list-style-type: none"><li>・両耳の聴力レベルが70デシベル以上[6級] (40cm以上の距離で会話語を理解しない)</li><li>・一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上[6級]</li><li>・平衡機能の著しい障がい[5級]</li></ul>	
音声・言語、そしゃく機能障がい	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい[4級]	
肢 体 不 自 由	上肢	<ul style="list-style-type: none"><li>・一上肢のおや指の機能の著しい障がい[6級]</li><li>・ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠く[6級]</li><li>・ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃[6級]</li></ul>
	下肢	<ul style="list-style-type: none"><li>・一下肢をリストラン関節以上で欠く[6級]</li><li>・一下肢の足関節の機能の著しい障がい[6級]</li></ul>
	体幹	<ul style="list-style-type: none"><li>・体幹の機能の著しい障がい(2km以上歩行不能)[5級]</li></ul>
内部障がい	心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能の障がいにより、社会での日常生活活動が著しく制限される[4級]	

### 2 療育手帳

療育手帳は、知的な発達に遅れがあり、日常生活に援助を要する方が対象で、愛知県豊田加茂児童・障害者相談センター又は愛知県西三河児童・障害者相談センターの判定により交付されます。

- ・知的指数(IQ)により、重度(A=IQ35以下(身体障がい者手帳1~3級を所持する方についてはIQ50以下))、中度(B=IQ36~50)、軽度(C=IQ51~75)に区分されます。
- ・年齢等に応じて、一定年数ごとに障がいの程度を確認するため再判定が必要になります。

ます。

### 3 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者保健福祉手帳は、精神障がいのため長期に日常生活又は社会生活に制約のある人が対象で、初診日から6か月以上経過すると申請できます。原則的には精神障がい者本人の申請に基づいて、県の検討委員会で判定し交付されます。

- ・手帳の有効期限は2年間です。
- ・手帳の等級は、1~3級まであり、精神疾患と日常生活や社会生活での障がいの状態の両面から総合的に判定されます。

### 難病患者

担当／保健支援課

難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義される疾病の総称です。対象疾病に該当かつ基準を満たす場合は、難病法に基づく特定医療費助成制度や障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを受けることができます。

## サービスの種類及びその概要

### 障がい者(児)関係

障がい者総合支援法等に基づくサービス

担当／障がい福祉課

### 1 訪問系サービス

#### ◇居宅介護

ヘルパーによる居宅における身体介護、家事援助等を行います。

- ・対象者／身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者

#### ◇移動支援

ヘルパーによる外出時における移動等の支援を行います。

- ・対象者／重度の視覚または全身性障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)

#### ◇同行援護

ヘルパーによる外出時における移動等に必要な支援を行います。

- ・対象者／視覚障がい者(児)

#### ◇行動援護

ヘルパーによる外出時における移動等に必要な支援を行います。

- ・対象者／知的障がい者(児)、精神障がい者(児)

#### ◇就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労した方に必要な援助を行います。

- ・対象者／就労移行支援等を利用し、一般就労した障がい者

◇自立生活援助

入所施設やグループホーム、病院等から地域での一人暮らしに移行した方に必要な援助を行います。

- ・対象者／入所施設等から地域での一人暮らしに移行した障がい者

◇移動入浴

移動入浴車の訪問により居宅における入浴サービスを提供します。

- ・対象者／在宅生活をしている重度身体障がい者(児)

---

## 2 日中活動系サービス

◇就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

◇就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

◇生活介護

常時介護を必要とする障がいの程度が一定以上の障がい者に対して、主に日中に、通所施設において食事・入浴等の介護を行うことに加え、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生産能力向上のために必要な援助を行います。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

◇日中一時支援(地域生活支援デイサービス、日中短期入所)

主に日中における活動の場を提供し、本人の社会適応訓練や生産活動と合わせて、介護者の就労支援や一時的な休息時間の確保のための支援を行います。

- ・対象者／身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者

◇デイサービス型地域活動支援

日中自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動を行います。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

◇地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行います。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

---

## 3 短期入所サービス

介護者の疾病その他の理由により家庭での介護が困難な場合等に、短期間の施設入所により食事・入浴等の介護その他必要な保護を行います。

- ・対象者／身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者

## 4 居住系サービス

### ◇施設入所支援(障がい者支援施設)

障がいの程度が一定以上の障がい者に対して、主に夜間に、入所施設内において食事・入浴等の介護や生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の援助を行います。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

### ◇共同生活援助(グループホーム)

主に夜間に、共同生活住居において食事等の介護や家事、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の援助を行います。

- ・対象者／別に定める条件を満たす身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者

### ◇福祉ホーム

身体障がい者が生活できる設備・機能を備えた施設であり、公的・民間住宅での自立生活を目指します。

- ・対象者／身体障がい者

---

## 5 児童福祉法に基づくサービス

担当／障がい福祉課

### ◇児童発達支援

発達遅滞及び肢体不自由、難聴幼児、重症心身障がい児が、家庭から通園し個々の子どもの特性を考慮し情緒の安定を図り、できる限り健全な社会生活を営めるよう集団的、個別的に早い段階から適切な指導を行います。

- ・対象者／0歳から就学前の障がい児

### ◇放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

- ・対象者／就学中の障がい児

### ◇保育所等訪問支援

こども園等施設に訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。

- ・対象者／障がい児

---

## 6 基準該当障がい福祉サービス

担当／障がい福祉課

介護保険制度におけるデイサービス等で、障がい者や障がい児の受け入れをし、年齢や障がいの有無等にかかわらず一体的に創作活動や食事、入浴等の介護サービスを提供します。

- ・対象者／身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者

---

### 障がい者(児)に関する相談

#### 1 身体障がい者相談員による相談

担当／障がい福祉課

##### ◇開始時期／昭和42年度

##### ◇対象者／身体に障がいのある方

◇相談内容／生活、職業、施設利用等

---

## 2 知的障がい者相談員による相談

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 43 年度

◇対象者／知的障がい者及びその家族

◇相談内容／生活、療育、施設利用等

---

## 3 障がい者委託相談支援事業

担当／障がい福祉課

豊田市障がい者相談支援事業所

・北部（井郷、猿投台、保見、猿投、藤岡南、石野、藤岡、小原）

　むもん生活支援センター、COPAIN、光の家、小原寮

・西部（崇化館、梅坪台、浄水、逢妻、朝日丘）

ON、笑み、つえの里、オンリーワン

・南部（上郷、高岡、若園、前林、末野原、竜神）

ハートランド豊田の杜、ひかりの丘、じゃん

・中部（高橋、美里、豊南、益富、松平）

　オンリーワン、光の家、つえの里、福祉センター

・東部（足助、旭、稻武、下山）

足助まめだ館

◇開始時期／平成 10 年度

◇対象者／障がい者及びその家族等

◇相談内容／障がい者に対する福祉サービスの利用支援等総合的な相談・援助

---

## 4 日常生活自立支援事業

担当／市社会福祉協議会

◇開始時期／平成 11 年度

◇対象者／豊田市内に居住し、在宅で生活をしている方及び入院・施設入所している方（要相談）で、判断能力の不十分な知的障がい者及び精神障がい者（事業の契約を結ぶ能力が必要）

◇内容／日常的金銭管理・福祉サービスの利用援助・預貯金通帳等の重要書類の預かりを行う。初期訪問から支援計画作成については無料。直接サービスを受ける際には利用者負担（1回 1,200 円）あり。ただし、生活保護世帯は無料。他に預金通帳等重要書類を預ける場合は月額 250 円必要。

---

## 5 障がい児等療育支援事業

担当／障がい福祉課、こども発達センター

◇開始時期／平成 12 年 10 月

◇対象者／在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児

◇内容／地域における生活を支えるため、療育指導相談等を行う。

---

## 6 障がい者虐待の防止等に関する相談窓口

担当／よりそい支援課、障がい福祉課

◇内容／虐待に気づいた人は、法律により市への通報義務(又は通報の努力義務)が

あります。障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援等を促進することにより、障がい者の権利利益の擁護を図ります。

なお、障がい者虐待とは、以下のようなものです。

- ①障がい者に暴行を加える身体的虐待
- ②養護を著しく怠る介護放棄（ネグレクト）
- ③暴言や拒絶的な対応を行う心理的虐待
- ④わいせつな行為を行う性的虐待
- ⑤障がい者から不当に財産上の利益を得る経済的虐待 など

◇相談窓口／各障がい者相談支援事業所・よりそい支援課・障がい福祉課

### 精神保健に関する相談・居場所

#### 1 精神科医師による精神保健福祉相談

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 10 年度
- ◇内 容／こころの病で悩んでいる本人や家族に対する個別面接
- ◇場 所／豊田市役所
- ◇開催日時／原則第 2・4 火曜日 午後 1 時 30 分～午後 3 時（予約制）

#### 2 心理職員によるこころの悩み相談

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 14 年度
- ◇内 容／18 歳以上でこころの悩みやひきこもりなどに関する個別面接
- ◇場 所／豊田市役所
- ◇開催日時／原則第 1 水曜日 午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分（予約制）

#### 3 保健師によるこころの悩み相談

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 10 年度
- ◇対 象 者／当事者又はその家族
- ◇内 容／こころの病で悩んでいる本人や家族に対する相談
- ◇方 法／電話相談は隨時、来所相談は要予約

#### 4 地域活動支援センター事業（I 型）

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 18 年 10 月
- ◇内 容／精神障がいのある方やその家族等を対象に、日常生活や福祉に関する相談、グループ活動やオープンスペースの運営、地域交流・啓発活動等
- ◇場 所／地域生活支援センター エポレ  
地域生活支援センター 豊田こころもサポート

#### 5 精神障がい者家族相談支援事業

担当／保健支援課

- ◇開始時期／令和元年度
- ◇内 容／精神障がい者家族会による電話相談、面接相談（要予約）、居場所の提供
- ◇対 象 者／精神障がい者及びその家族
- ◇場 所／豊田市障がい者総合福祉会館

◇開催日時／毎週水曜日（年末年始、祝日は除く。）午前 10 時～午後 4 時

---

## 6 高次脳機能障がいのある人の家族の教室

担当／保健支援課

◇開始時期／平成 13 年度

◇対象者／家族

◇内容／情報交換、相談会等

◇場所／豊田市役所

---

## 7 依存問題でお困りの家族の教室

担当／保健支援課

◇開始時期／平成 22 年度

◇対象者／家族

◇内容／依存症の理解と関わり方を学ぶ

◇場所／豊田市役所

---

### 難病患者に関する相談

---

#### 1 難病講演会、療養相談会

担当／保健支援課

◇開始時期／平成 12 年度

◇対象者／当事者及び家族、福祉医療関係者

◇内容／専門医による講演や相談

---

#### 2 難病患者家族教室

担当／保健支援課

◇開始時期／昭和 63 年度

◇対象者／当事者及び家族

◇内容／難病に関する情報提供及び患者・家族同士の意見交換

---

#### 3 専門医による難病患者個別相談

担当／保健支援課

◇開始時期／令和元年度

◇対象者／当事者及び家族

◇内容／専門医による医療及び療養生活の相談

◇場所／豊田市役所

◇開催回数／年 6 回

---

#### 4 保健師による難病療養相談

担当／保健支援課

◇対象者／当事者及び家族

◇内容／保健師による療養生活の相談及び保健福祉サービスの調整

◇方法／面接、家庭訪問等で隨時実施

# 手当・給付

## 手当と年金等

### 1 障害年金

担当／国保年金課、豊田年金事務所

病気やケガがもとで身体に障がいが残り、障害等級表（身体障がい者手帳の等級とは異なります。）に該当する障がいになった場合、年金が支給されます。

### 2 特別障がい者手当

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 61 年度

◇対象者／身体・知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある 20 歳以上の人

◇支給要件／施設に入所していない人及び 3 か月を超えて入院していない人。所得制限あり

◇支給額／・身体障がい者手帳 1、2 級かつ療育手帳 A ( I Q35 以下) A 種

月額 35,690 円

・身体障がい者手帳 1、2 級又は療育手帳 A ( I Q20 以下) B 種

月額 29,890 円

・上記手帳を所持していない

月額 28,840 円

◇支給月／2 月、5 月、8 月、11 月

### 3 障がい児福祉手当

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 50 年度(昭和 61 年度名称変更)

◇対象者／身体・知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある 20 歳未満の人

◇支給要件／施設に入所していないこと。所得制限あり

◇支給額／・身体障がい者手帳 1、2 級かつ療育手帳 A ( I Q35 以下) A 種

月額 22,590 円

・身体障がい者手帳 1、2 級又は療育手帳 A ( I Q20 以下) B 種

月額 16,840 円

・上記手帳を所持していない

月額 15,690 円

◇支給月／2 月、5 月、8 月、11 月

### 4 愛知県在宅重度障がい者手当

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 45 年度

◇対象者／身体障がい者手帳 1、2 級又は療育手帳 A 判定 ( I Q35 以下) を所持している人、又は身体障がい者手帳 3 級かつ療育手帳 B 判定 ( I Q50 以下) を所持している人。ただし、65 歳以上で新たに手帳を所持した場合は除く。

◇支給要件／県内に居住し、施設に入所していない人、又は 3 か月を超えて入院していない人で、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当のいずれも受給していない人。所得制限あり

- ◇支 給 額／・身体障がい者手帳 1、2 級かつ療育手帳 A (IQ35 以下)  
月額 15,500 円  
・身体障がい者手帳 1・2 級又は療育手帳 A (IQ35 以下)  
身体障がい者手帳 3 級かつ療育手帳 B (IQ50 以下) 月額 6,750 円  
◇支 給 月／4 月、8 月、12 月
- 

- 5 豊田市心身障がい者扶助料** 担当／障がい福祉課
- ◇開始時期／昭和 38 年度  
◇対 象 者／市内に居住し、住民基本台帳に記録されている心身障がい者  
◇支給要件／市内の養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム及び市外の施設に入所・居住していないこと。所得制限あり  
◇支 給 額／・身体障がい者手帳 1、2 級  
療育手帳 A 又は精神障がい者保健福祉手帳 1 級 月額 4,500 円  
・身体障がい者手帳 3 級  
療育手帳 B 又は精神障がい者保健福祉手帳 2 級 月額 4,000 円  
・身体障がい者手帳 4~6 級  
療育手帳 C 又は精神障がい者保健福祉手帳 3 級 月額 2,500 円  
◇支 給 月／4 月、8 月、12 月
- 

- 6 豊田市在宅重度心身障がい者手当** 担当／障がい福祉課
- ◇開始時期／昭和 48 年度  
◇対 象 者／小学生以上 65 歳未満で身体障がい者手帳の 1 級～3 級、又は療育手帳 A、B 判定の人で、衣・食・住の日常生活に介護を必要とする人  
◇支給要件／市内に居住し、福祉施設に入所していない人で、介護保険の認定を受けていない人  
◇支 給 額／月額 5,500 円  
◇支 給 月／4 月、8 月、12 月
- 

- 7 特別児童扶養手当** 担当／障がい福祉課
- ◇開始時期／昭和 39 年度  
◇対 象 者／20 歳未満の障がい児を養育している人  
◇支給要件／所得制限あり  
◇支 給 額／・IQ35 以下程度又は身体障がい 1、2 級程度の人  
1 級 月額 55,350 円  
・IQ50 以下程度又は身体障がい 3 級(4 級の一部を含む) 程度の人  
2 級 月額 36,860 円  
◇支 給 月／4 月、8 月、11 月
-

## 8 心身障がい者扶養共済掛金助成

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 48 年度
- ◇対象者／愛知県心身障がい者扶養共済に加入し、現に掛金を納めている人
- ◇助成要件／市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている人
- ◇助成額／扶養共済掛金一口目の 60%
- ◇助成時期／4月、8月、12月

## 9 難病患者支援金

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 3 年度（令和元年度名称及び対象者変更）
- ◇対象者／特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付事業受給者票を所持する人（所得制限あり）
- ◇支給額／年額 30,000 円
- ◇支給月／・9月以前の申請者 11 月  
・10月以降の申請者 翌年度 4 月
- ◇申請窓口／特定医療費専用窓口（東庁舎 4 階）

### 医療と健康

#### 1 自立支援医療費(更生医療)支給

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 33 年度(平成 18 年度名称変更)
- ◇対象者／18 歳以上の身体障がい者手帳所持者
- ◇方法／指定の申請書・診断書等を障がい福祉課に申請し、愛知県西三河児童・障害者相談センターの判定を受ける
- ◇内容／身体障がい者の障がいを軽減したり、回復させたりするのに必要な医療費の自己負担額を助成（保険世帯の所得に応じて一部自己負担あり）

#### 2 自立支援医療費(精神通院)支給

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／平成 18 年度(旧制度は昭和 40 年度創設)
- ◇対象者／精神的な疾患のため通院している方
- ◇方法／指定の申請書・診断書等を障がい福祉課に申請し、県の検討委員会により承認を得る
- ◇内容／比較的長期にわたることの多い精神的な病気の通院医療費の自己負担額を助成（保険世帯の所得に応じて一部自己負担あり）

#### 3 特定医療費助成制度

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 27 年 1 月
- ◇対象者／「指定難病」と診断された方
- ◇方法／指定の申請書、指定医により作成された診断書、その他必要書類を保健支援課に提出し、県の審査会で認定された方に受給者証を交付
- ◇内容／指定難病に係る医療費の自己負担額を助成（支給認定世帯の市町村民税額に応じて一部自己負担あり）

◇申請窓口／特定医療費専用窓口（東庁舎 4 階）

---

#### 4 特定疾患医療給付事業

担当／保健支援課

- ◇対象者／愛知県特定疾患医療給付事業の対象疾患と診断された方
  - ◇方法／指定の申請書、診断書等を保健支援課に提出し、県の審査会で認定された方に受給者票を交付
  - ◇内容／特定疾患に係る医療費の自己負担額を助成（支給認定世帯の市町村民税額に応じて一部自己負担あり）
- 

#### 5 先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成元年度
  - ◇対象者／20歳以上の人で受託医療機関において先天性血液凝固因子欠乏症(11疾患)又は血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症に関する医療を受けている方
  - ◇方法／指定の申請書、診断書等を保健支援課に提出し、県の審査会で認定された方に受給者票を交付
  - ◇内容／当該疾患に係る医療費の自己負担額を助成
- 

#### 6 B型・C型肝炎患者医療給付事業

担当／感染症予防課

- ◇開始時期／平成 20 年度
  - ◇対象者／B型・C型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっている方
  - ◇方法／指定の申請書、診断書等を感染症予防課に提出し、県の審査会で認定された方に受給者票を交付
  - ◇内容／自己負担上限額を超えた分を公費負担
- 

#### 7 肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業

担当／感染症予防課

- ◇開始時期／平成 30 年 12 月
  - ◇対象者／B型・C型肝炎ウイルスによる肝がんは重度肝硬変に関する治療を受けている人（所得制限あり）
  - ◇方法／指定の申請書、診断書等を感染症予防課に提出し、県の審査会で認定された方に参加者証を交付
  - ◇内容／当該疾患に係る医療費の総額が高額療養費算定基準額に達した月の医療費について、自己負担額が 1 万円になるよう助成（治療 2か月目から適用）
- 

### 日常生活

#### 1 補装具費の支給

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 25 年度
- ◇対象者／身体障がい者手帳所持者、難病患者

- ◇内 容／補聴器、義肢、車椅子、視覚障がい者安全つえ、歩行補助つえ、眼鏡、義眼等の購入、修理又は借受けに要する費用の一部を支給。それぞれの耐用年数期間中は、修理が原則。ただし、介護保険認定者で介護保険による福祉用具貸与の対象となる方を除く。
- ◇要 件／一部、愛知県西三河児童・障害者相談センター等の判定が必要  
世帯の収入により一部自己負担あり
- 

## 2 日常生活用具の給付 担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 47 年度
- ◇対 象 者／身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者並びに難病患者
- ◇内 容／ネブライザー、電気式たん吸引器、便器、特殊便器、視覚障がい者用時計、聴覚障がい者用屋内信号装置、特殊寝台、床ずれ防止マット、ストーマ装具、寝具クリーニング、住宅改修等。ただし、介護保険認定者で介護保険による福祉用具貸与の対象となる方を除く。
- ◇要 件／世帯の収入により一部自己負担（購入等に要する費用の 1 割）あり
- 

## 3 車椅子の貸出 担当／市社会福祉協議会

- ◇開始時期／昭和 49 年度
- ◇対 象 者／自宅で一時的に車椅子を必要とする方
- ◇貸出期間／1 か月以内
- ◇申請窓口／福祉センター、社協各支所、出張所、障がい者福祉会館及び豊寿園で貸出
- 

## 4 在宅重度障がい者入浴サービス 担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 62 年度
- ◇対 象 者／在宅重度身体障がい者
- ◇内 容／家庭での入浴が困難な在宅重度身体障がい者に特殊装置のついた浴槽での入浴機会を提供
- ◇場 所／障がい者福祉会館
- ◇利 用 日／月曜日及び年末年始を除く毎日
- 

## 5 訪問理美容サービス事業 担当・申請先／高齢福祉課

- ◇対 象 者／外出して一般の理美容サービスを利用することが困難な在宅の方で、身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方
- ◇内 容／理美容師の出張費相当額を助成（散髪などにかかる費用は自己負担）
- 

## 6 手話通訳者設置・派遣 担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／昭和 49 年度
- ◇対 象 者／聴覚、言語障がい者

- ◇内 容／・設置…市役所での手話通訳  
・派遣…病院、公共機関等への派遣  
◇設置場所／障がい福祉課(開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時)

---

**7 要約筆記者の派遣** 担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／平成 12 年度  
◇対象者／聴覚、言語障がい者  
◇内 容／病院、公共機関等への派遣

---

**8 広報とよた点字版、声の広報** 担当／市政発信課

- ◇開始時期／昭和 53 年度  
◇対象者／視覚障がい者  
◇内 容／点字版広報紙の発行、音訳 C D の配布(いずれも月 1 回、自宅へ郵送)

---

**9 豊田市中央図書館障がい者サービス** 担当／豊田市中央図書館

- ◇開始時期／平成 10 年  
◇対象者／・愛知県内に居住し、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方  
・愛知県内に居住し、介護認定が要介護 4 以上の方  
※利用できる資料の種類・サービスは、手帳の内容によって異なる  
◇内容／・資料の貸出（点訳資料、音訳資料、活字資料、C D、映像資料）  
・郵送による貸出（豊田市内に居住し、身体障がい者手帳 1 ~ 3 級、療育手帳 A 判定の方）  
・他の図書館からの資料の取り寄せ  
・リクエストによる本の音訳・点訳  
・デイジー図書を聞く機器の貸出（視覚障がい、身体障がい 1、2 級、要介護 4 以上の方）  
・対面朗読（視覚障がいの方）



障がい者サービスコーナー

◇利用申請／豊田市中央図書館障がい者サービスコーナー

◇費用負担／なし

◇その他／・手帳をお持ちでない方も、個別にご相談ください。

・「いつでも」「どこにいても」利用できる豊田市電子図書館サービスがあります。文字の大きさや色の変更、音声読み上げ機能がある電子書籍を、インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレットを通じて借りることができます。

※利用の際は、有効期限内の図書館利用カードが必要です。



豊田市電子図書館

---

**10 生活支援員派遣事業** 担当／市社会福祉協議会

- ◇開始時期／平成 20 年（平成 27 年度事業内容変更）  
◇対象者／豊田市内に居住し、親族等の支援が期待できない在宅で生活をしている身

## 体障がい者及び豊田市生活困窮者自立支援事業決定者

- ◇内 容／生活支援員を派遣し、日常生活に必要な各種手続、日常的金銭管理、預金通帳等の重要書類の預かりを行う。初期訪問から支援計画作成については無料。直接サービスを受ける際には利用者負担（1回1,200円）あり。ただし、生活保護世帯は無料。他に預金通帳等重要書類を預かる場合は月額250円必要。
- 

### 11 緊急通報システム設置事業

担当／高齢福祉課

- ◇対象者／ひとり暮らしで身体障がい者手帳1・2級の方  
◇内 容／緊急通報システムの設置  
◇設置方法／貸与  
◇利用申請／高齢福祉課
- 

### 12 徘徊高齢者等家族支援サービス事業

担当／高齢福祉課

（2 高齢者保健福祉・介護保険のページ P30 参照）

---

### 13 福祉車両による移送サービス

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／平成14年度  
◇対象者／・車椅子及び電動車椅子を移動手段としている方  
　　・座位がとれずストレッチャーにより移動する方  
　　・その他通常の車両では移動が困難な方  
◇内 容／リフト付き車両による移送(1乗車500円)  
　　事前登録制で、利用前に電話予約。  
◇その他の運行範囲は豊田市内
- 

### 14 「食」の自立支援事業(配食サービス)

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／平成29年度  
◇対象者／安否確認が必要で調理が困難な障がい者のみの世帯等の方  
◇内 容／栄養バランスのとれた食事の配達と安否確認  
◇自己負担／1食につき300円～(1日1食のみ)  
◇利用申請／各指定特定相談支援事業所
- 

### 15 成年後見制度利用支援事業

担当／よりそい支援課

- ◇開始時期／平成15年度  
◇対象者／判断能力の不十分な知的障がい者、精神障がい者等  
◇内 容／成年後見制度の利用手続をしてくれる親族がないときに、親族に代わって手続を行う。また、制度利用に必要な費用を支払うことが困難な人に対して、その費用の助成を行う。

## 交通

### 1 身体障がい者自動車改造費助成

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 49 年度

◇対象者／身体障がい者手帳所持者で「免許条件」を付されている人であり、自ら所有し、市に住所を有する人

◇助成要件／所得制限あり

◇助成額／改造に係る実費（上限 10 万円）

### 2 障がい者タクシー料金助成

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 52 年度

◇ 対象者			◇ 助成額
身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	
1～2 級	A 判定	1 級	16,000 円相当／年
3 級	B 判定	2 級	12,000 円相当／年
視覚障がい 4～6 級 下肢障がい 4 級 脳原性移動機能障がい 4 級	—	—	4,000 円相当／年

◇助成券の種類／タクシー料金助成券(1回あたりの乗車につき半額助成)

### 3 有料道路通行料金割引

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 54 年度

◇対象者／身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者(A 判定のみ)

◇内容／本人又は親族が所有する自動車を運転して有料道路を利用する際の通行料半額割引。介護者が運転する場合は、1種手帳所持者に限る。

### 4 車椅子用福祉車両の貸出

担当／市社会福祉協議会

◇対象者／市内に住所を有する車椅子利用者の方

◇貸出期間／3 日間以内

◇費用／使用料は無料。1 kmあたり 10 円の燃料代が必要

◇申込方法／利用許可申請書を提出(1か月前から予約可能)

◇その他／運転手は普通車運転免許証を取得後 6 か月以上経過している方(利用者で確保すること)。福祉センター、社協各支所及び豊寿園で貸出(車種、定員は窓口により異なる)。

## 教育等

### 1 障がい者教養教室

担当／障がい福祉課

◇開始時期／昭和 50 年度

- ◇対象者／市内在住・在勤の心身障がい者
  - ◇内容／絵画、華道、手芸、カラオケ、点字、パソコン、水泳、グラウンドゴルフ、アーチェリー、ビジネス講座等
- 

## 2 障がい者作品展

担当／障がい福祉課

- ◇開始時期／平成 10 年度
- ◇対象者／市内在住・在勤・在学の心身障がい者
- ◇内容／絵画、手工芸、陶芸、書道、写真の 5 部門で作品を募集し、展示・表彰

## こんな窓口、こんな施設

所在地、その他施設については、「保健と福祉に関する施設等一覧」をご参照ください。

---

### 1 障がい者総合福祉会館 豊田市障がい者福祉会館(西山町・TEL 34-2940)

障がい者の、個々の障がいに応じた作業・訓練場所及び関係団体の活動拠点として、また相談の窓口として開設しています。

- ◇利用者／障がい者及びその家族、障がい者関係のボランティア活動者

### 2 障がい者総合福祉会館 サン・アビリティーズ豊田(西山町・TEL 33-5631)

障がい者がスポーツ等を通じて、機能の回復向上・健康の増進を図り、また教養を高めることによって福祉の増進を図るための施設です。

- ◇利用者／障がい者及びその家族(一般の利用も可)
- ◇併設／(一社)豊田市身障協会事務局

### 3 共同受注窓口及びアンテナショップ きらり(受付窓口：(株)アルディ・TEL 46-3706)

障がい者施設製品や内職等の役務の受注を障がい者施設へあっせん・仲介する共同受注窓口を開設しています。

また、アンテナショップのイベント等での出店や公共施設等での常設販売などにより、製品の展示・販売をするとともに、障がい者の社会参加の機会を提供しています。

### 4 豊田市 さくらワークス(大成町・TEL 21-8723)

身体または知的に障がいを有するために雇用されることの困難な方が通所し、自動車用プラスチック部品の組付け作業、クッキーの製造などの作業活動を行い、自立更生を促進することを目的とする施設です。(就労移行支援事業・就労継続支援事業 B型)

### 5 豊田市立豊田特別支援学校(大清水町・TEL 44-1151)

身体に障がいのある児童生徒のための学校です。一人一人の心身の障がいの状態や発達段階、特性に応じて適切な教育を行い、自立を図るために知識・技能や態度を育てるとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難に負けないたくましさと、お互いに励

まし合い喜び合える心豊かな児童生徒を育てます。小学部、中学部、高等部の学部を設置しています。

◇対象者／豊田市及びみよし市に居住する肢体不自由児童生徒

### 豊田市障がい者総合支援センター

障がい者の自立及び社会参加を支援する施設です。

#### 1 障がい者就労・生活支援センター(栄町・TEL 36-2120)

(併設：西三河北部障がい者就業・生活支援センター)

障がいのある方の就労や日常生活全般についての相談に応じ、地域で安心して生活できるよう専門の職員が相談支援を行います。

#### 2 けやきワークス(栄町・TEL 33-2551)

障がいがあり、一般企業などに就労することが困難な方が作業を通じて自立できるように支援しています。(就労移行支援事業・就労継続支援事業B型)

#### 3 第二ひまわり(平芝町・TEL 31-3370)

知的障がいのある方が通う施設として、ウォーキングやスポーツ、さをり織りや紙すき作業などの活動を提供し、一人ひとりがその人らしく充実した生活を送ることができますように支援しています。

#### 4 暖(平芝町・TEL 37-1781)

重度の知的障がいと重度の身体障がいが重複している方の通う施設として、必要な職種を配置し、自分らしく充実した生活をみつけられるよう、健康とコミュニケーション、社会参加を大切に支援しています。

#### 5 指定特定相談支援事業所 たよりん(平芝町・TEL 31-4181)

重症心身障がいの方や強度行動障がいの方の支援の専門性と多職種連携の経験を活かし、その人らしい生活を応援できるよう関係機関との連携を図り、障がい福祉サービスの調整を行います。

### 知的障がい者グループホーム

#### 1 喜多ハウス(喜多町) (問合せ：障がい者就労・生活支援センター・TEL 36-2120)

知的障がい者を家庭から独立させ、共同生活の場で自立して社会生活を営むに必要な指導及び訓練、日常生活援助を行い、地域社会における自立生活を助長することを目的とした住まいです。

◇対象者／療育手帳を有する 18 歳以上の市内在住の男性で、就労(福祉的就労を含む)

又は、就労継続支援事業所等に通所している方

## 豊田市こども発達センター

医療・相談・保育など総合的な療育を通して、心身障がい児の福祉の増進を図ります。  
(西山町・TEL 32-8981)

### 1 のぞみ診療所(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8985)

児童精神科、小児神経科、小児整形外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、小児歯科  
◇対象児／0歳～18歳未満の児童

### 2 相談部門（西山町／こども発達センター内・TEL 32-8981）

子どもの発達についての電話・来所相談を受けています。相談ごとに応じて地域園・学校を訪問し、一人ひとりにあった支援の方法を考えます。

### 3 外来療育施設 あおぞら（西山町／こども発達センター内・TEL 32-8984）

#### おひさま（和会町／TEL 63-5523）

言葉の発達がゆっくり、かんしゃくが強いなどの発達に心配のある子どもに対して、週1～2回親子で一緒に遊ぶことで全体発達を促します。

◇対象児／豊田市在住の0歳～3歳ぐらいまでの乳幼児

### 4 児童発達支援センター ひまわり(西山町／こども発達センター内・TEL 32-7382)

知的障がいや発達障がいのある子どもを対象に、早期に個別的、集団的に子どもの発達を促す療育に努めるとともに、保護者に対して子育てについての支援をします。

◇対象児／豊田市在住の3歳から就学前の幼児

### 5 児童発達支援センター たんぽぽ(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8982)

からだや運動発達に心配(運動発達障がい)がある子どもを対象に、個々の発達段階と心身の特性を考慮して、全体的な発達を促すとともに、保護者に対して子育てについての支援をします。

◎乳児グループわくわく(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8982)

健康に配慮が必要で、からだや運動発達に心配がある診断を受けた乳児に対し、月2回親子で一緒に遊ぶことを通じて全体の発達を促すとともに、保護者に対して子育てについての支援をします。

◇対象児／豊田市・みよし市在住の0歳から就学前の乳幼児

### 6 児童発達支援センター なのはな(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8983)

◎なのはなグループ(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8983)

耳の聞こえに支援の必要な子どもを対象に、個々の聴力や発達に合わせた療育を超早期から行うとともに、保護者に対して子育てについての支援をします。

◇対象児／豊田市・みよし市及び近隣の市町村に在住の0歳から就学前の乳幼児

◎ちゅうちょ・とんぼグループ(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8986)

ことばや対人関係の発達に支援の必要な子どもを対象に、親子通園を通じて身近な人への关心や全体発達が進むように支援するとともに、保護者に対して子育てについての支援をします。

◇対象児／豊田市在住の2、3歳児

---

**7 障がい児相談支援事業所 オアシス(西山町／こども発達センター内・TEL 32-8981)**

通園施設部門に通う子どもやご家族を中心にさまざまな困りごとや悩みをお聞きし、解決方法と一緒に考え障がい児支援利用計画を作成します。